

重点項目1 助けが必要な人の把握と支援へのつなぎ

めざす姿	○ 福祉サービスに結びついていないすべての人の現状を確認し、支援が必要な人をサービスに結び付けることを目指します。 ○ 医療機関に働きかけを行い、医療機関からも支援が必要な人を市につなぎ、必要に応じた支援が提供できる体制づくりを進めます。					
主に関連する事業 (P)	● 個別訪問調査 ● 重層的支援体制整備事業					
令和4年度の主な取組実績 (D)	1.個別訪問調査 ・調査件数 72件 (うち、訪問 26件、アンケート 26件、電話 20件) 福祉サービス等につながった件数 8件 調査員による振り返り会(情報共有、支援方針の検討等) 1回 ・次年度に向けて、調査方法、対象者の見直しを実施。 2.多機関との協働 ・重層的支援体制整備事業の一環である庁内連携会議に障がい関係部署として出席し、連携に向けた検討を実施。 ・包括的相談システムの実証実験に参加。 ・障がい者(児)支援に係る体制整備について先進事例を学ぶ勉強会を実施。障がい関係部署のみならず、企画、財政、高齢福祉部門など、幅広く課題を共有した。 ・地域共生推進課における8050世帯へのアウトリーチ事業との連携を確認。 3.精神保健福祉事業 健康推進課が実施する精神保健福祉実務者会議(年4回/出席者延べ43人)に出席し、地域の関係者とともに相談支援の質の向上、ネットワークの構築を図った。 4.医療機関との連携 地域の精神科クリニックを7カ所訪問。支援が必要な人に対し、医療機関から市へ繋げてもらうよう連携を依頼。					
評価 (C)	○ 多問題・複合化する世帯には、障がい起因することが多く、ケース会議等に参加し、多機関と協働して相談支援を実施した。 ○ 限られた人的資源の中で、より効率的かつ効果的にアウトリーチができるよう個別訪問調査の方法を見直した。	評価※ A				
今後の方向性 次年度への課題 (A)	○ 各相談機関からつながる多問題・複合化した課題を抱える世帯は、障がいを起因とする問題を抱える世帯が多いことが分かってきた。限られた障がい関係者で対応することが難しくなってきたため、庁内外との連携を強化し、適切に役割分担する必要がある。 ○ 個別訪問調査は、初めて障害者手帳を取得された方には、適切なアセスメントによる情報提供を実施するため訪問支援を継続。すでに訪問調査を実施している方については、緊急時に頼る先がないことが大きな課題であるため、支援者との関係性の継続を主眼においた定期的な電話対応へと変更していく。					
評価の推移	令和3年度 B	令和4年度 A	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

※「A」想定通り順調に取り組んできている 「B」概ね順調だが、不十分な点が少しある 「C」やや取り組みが遅れている 「D」取り組んでいない

第4次障がい者基本計画 重点項目 評価・管理シート

[令和4年度分]

重点項目2 早期からの相談体制の充実と就学前児童の通所先の確保

めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援が必要な児童、保護者がスムーズに相談を受けられるようにします。 ○ 保護者の不安を受け止めつつ、専門医や心理職等の専門職による相談窓口において、必要な情報提供やサービスの案内をします。 ○ 支援が必要な児童が、地域で児童発達支援を受けることができるようにします。 					
主に関連する事業 (P)	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもの発達相談室事業 ● 児童発達支援センター事業 					
令和4年度の主な取組実績 (D)	<ol style="list-style-type: none"> 1. こどもの発達相談室(令和3年4月1日に開所) 保健センターで実施している乳幼児健診やたんぽぽ教室(健診事後教室)において、発達が気になる児童や療育を受けることが望ましいと判断された児童が、こどもの発達相談室に紹介される流れができ、臨床心理士、小児科医の専門相談につながっている。相談後は、医療機関の案内や福祉サービス利用の説明、子育て支援センターや児童館の活用などについて案内を行っている。保護者や保育園等からの気になるお子さんについて、訪問を実施している。 2. 児童発達支援センターこぐまっこ(令和3年10月1日に開所) 児童発達支援、保育所等訪問支援の2つの事業を実施しており、児童発達支援事業は、1日定員30人で、就学前の障がい児に対して独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うもの。保育所等訪問事業は、保育所等を利用中の障がい児が、保育所等での集団生活のための専門的な支援を必要とする場合、訪問支援員を派遣して支援を行うもの。市内外の保育園、幼稚園を訪問。連携が進んだ。 3. 親子通園事業どんぐり教室(令和3年10月から開始) 定員は1日5組。発達の気になる児童(障がいのある児童含む。)とその保護者を対象とし、日常生活や遊びを通しての発達支援、集団生活への適応性を高める活動を行っているほか、保護者同士の悩みを話し合う場として機能しています。 					
評価 (C)	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもの発達相談室の周知が進み、関係機関との連携が進んだ。 ○ 児童発達支援センターにて支援が必要な児童が最適な支援を受けられるよう、関係機関と情報共有しながら決定のあり方を共有する入所判定委員会を立ち上げた。 ○ 医療的ケア児等の早期発見と情報共有のための仕組みができた一方で、地域での医療的ケア児等の受入れ体制(通所先)は不十分であり、他の児童発達支援事業所とも協力しながらそれぞれの特色を生かし地域の療育支援体制の充実を役割分担しながら図っていく必要がある。 					<p>評価※</p> <h1 style="font-size: 48px; margin: 0;">B</h1>
今後の方向性 次年度への課題 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園・民間保育園、学校、医療機関との連携をさらに深めるため、巡回相談を更に進めていく。 ○ 児童発達支援センターのよりよい運営(看護体制の充実、クラス編成、定員など)について、引き続き検討していく。 ○ 医療的ケアを必要とする児童が、地域において必要な支援を円滑に受けられるよう関係機関との連携を図る。 					
評価の推移	令和3年度 B	令和4年度 B	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

※「A」想定通り順調に取り組んできている 「B」概ね順調だが、不十分な点が少しある 「C」やや取り組みが遅れている 「D」取り組んでいない

第4次障がい者基本計画 重点項目 評価・管理シート

[令和4年度分]

重点項目3 切れ目のない支援体制の充実

めざす姿	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフステージごとに必要な情報を提供し、本人の意思を尊重した決定を支援します。 ○ 関係機関の情報共有や連携を強化し、安定した体制づくりを行います。 ○ 保護者、市民とともに地域で児童を育むネットワークをつくります。 					
主に関連する事業 (P)	●こどもの発達相談室事業					
令和4年度の主な取組実績 (D)	<p>【療育支援体制整備プロジェクトチームの取組】 評価シートのとおり</p> <p>令和3年4月1日に開所した「こどもの発達相談室」にて、保育士、保健師、教育関係相談員、臨床心理士、小児科医が相談対応している。相談対象児童の年齢や相談内容に応じて、専門分野の相談員が対応した。また、関係機関(子ども未来課、教育総務課等)との連携は進んでいるが、特に、保健センターの乳幼児健診や1歳児健診等からのつなぎ等はしっかり連携されている。</p> <p>児童発達支援センターによる保育所等訪問支援事業にて、市内外の保育園、幼稚園を訪問。</p> <p>地域で児童を育むネットワークづくりとして、上郷複合施設の地域の庭やサロン室の活用など上郷保育園、上郷児童館、児童発達支援センター、こどもの発達相談室の職員で定期的に情報交換し、交流の機会を検討している。その中で、今年度は、児童発達支援センター通園児が児童館を利用したり、保育園の園庭を利用することが出来た。 児童発達支援センターと市内団体との連携が開始した。</p>					
評価 (C)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談対象児童の年齢や相談内容に応じて専門分野の相談員が対応し、必要な情報提供を行うことができたが、より一層、福祉と教育の連携を深める必要がある。 ○ 保護者、市民との地域のネットワークづくりに関して、複合施設の良さを十分に生かせるよう、上郷保育園、上郷児童館、児童発達支援センターと検討を継続することが必要である。 					評価※ B
今後の方向性 次年度への課題 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児連絡会、学童・青年期連絡会及び医療的ケア児等ケース会議を継続していく。 ○ 保育所等訪問支援事業にて、小学校を訪問し、連携を深める一歩とする。 ○ 地域のネットワークづくりに関して引き続き上郷複合施設内での検討に加えて、保護者同士の交流の場の充実や親の会づくりなど協力体制を強化していく。 ○ 愛知県医療療育総合センター及びあいち発達障害者支援センターとも協力しながら体制づくりを進めていく。 ○ 障がいを起因とした不登校、ひきこもり等、義務教育修了後の児童に対する支援策が未整備であり、対応に苦慮していることから、相談体制や支援策について協議していく。 					
評価の推移	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	B	B				

※「A」想定通り順調に取り組んできている 「B」概ね順調だが、不十分な点が少しある 「C」やや取り組みが遅れている 「D」取り組んでいない

第4次障がい者基本計画 重点項目 評価・管理シート

[令和4年度分]

重点項目4		就労に関わる機会の充実				
めざす姿	<p>○ 中学生、高校生の頃から将来のことや自身の特性などを考えるきっかけとなる機会をつくり、就労による自立生活の支援を目指します。</p> <p>○ 市役所内外にて障がいのある人が就労体験をすることができる環境を拡充します。</p>					
主に関連する事業 (P)	<p>● 就労支援コーディネート事業</p> <p>● ながふく就労体験事業</p>					
令和4年度の主な取組実績 (D)	<p>1. 就労支援コーディネート事業 就労体験事業</p> <p>ア 高校生向けプログラム(全5回) 会社見学2社(自由選択) 実施期間:5月～9月 参加者数:6名(高校生等) ※参加事業所(放課後等デイサービス2事業所)</p> <p>イ 中学生向けプログラム(全5回) 実施期間:10月～2月 参加者数:12名(中学生) ※参加事業所(放課後等デイサービス3事業所)</p> <p>2. 市役所におけるながふく就労体験事業実施件数(令和5年1月31日現在)</p> <p>ア 延べ件数:22件、延べ従事人数:67人(福祉課及び文化の家 他3課にて業務に従事)</p> <p>イ 主な業務内容:請求事務処理、データ入力、封筒へのラベル貼り、送付物の封詰め</p> <p>3. 事業所説明会・進路説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自分らしく働いてどうということ?～将来の選択肢に必要なこと～」(6月開催) ・「みんなどうしてる?～自分らしくらしてなんだろう～」の開催(10月開催)※令和3年度に延期した回 <p>4. 農福連携の取組 6事業所、43人の障がい者等が従事。</p> <p>5. 就労支援を目的とした障がい事業所への業務委託を実施(継続)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコハウスの管理業務(2事業所、18名の障がい者等が従事) ・公用車の清掃(計143台(見込)) <p>6. 市役所等におけるながふく商店(物品等の販売会)の開催(継続) 年24回開催</p> <p>7. 一般就労への移行実績(令和5年3月末実績) 8人</p> <p>8. 市内就労継続支援事業所の平均工賃 就労継続支援B型 22,114円 (参考:R3全国平均16,507円) 就労継続支援A型 84,013円 (参考:R3全国平均81,645円)</p>					
評価 (C)	<p>○2年目となる「中高生向け就労体験事業」について、中学生と高校生を分けてそれぞれに実施し、翌々年度の放課後等デイサービス事業所による事業化に向け、事業プログラムの作成ができた。</p> <p>○事業所説明会・進路説明会では、実際に障がい者雇用されている当事者の方に説明してもらおうなど、具体的で実態に即した内容を学ぶことができたとともに、分科会形式で開催したため、個別の進路に合わせた説明ができ、より効果的に学ぶ機会の提供ができた。</p>				評価※	
今後の方向性 次年度への課題 (A)	<p>○現状で、関係者があつまる場合は、障がい福祉関係者連絡会のほかにない状況である。就労系事業所は、利用者の障がい種別等により多様であり、課題も様々あることを前提にしつつも、共通課題や就労に係る具体的な検討課題の掘り起こしに取り組んでいく。</p> <p>○学校や福祉サービスに繋がっている障がい者には、就労に関する支援が届きやすくなったが、不登校やひきこもり状態にある障がい児者については、就労に対する支援が届かない現状がある。福祉サービスだけでなく、中間的就労の支援など、広く支援方法についても検討していくことが必要。</p>					
評価の推移	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	B	B				

※「A」想定通り順調に取り組んできている 「B」概ね順調だが、不十分な点が少しある 「C」やや取り組みが遅れている 「D」取り組んでいない

第4次障がい者基本計画 重点項目 評価・管理シート

[令和4年度分]

重点項目5 学び・理解、交流による地域共生の推進

めざす姿	<p>○ 地域共生社会の実現に向けて、障がいに関する学び及び理解の向上に取り組みます。</p> <p>○ 障がい福祉に関わる様々な人(サービス提供事業所、教育関係者、医療関係者、当事者団体等)に呼びかけ、一堂に集まり、交流する場を設け、ともに地域の課題等について考えたり、学んだり、情報・意見交換を行ったりすることにより、顔が見える関係づくりを進めます。</p> <p>○ 個人や団体が、主体的に交流活動に取り組む機会の確保に努めます。</p>					
主に関連する事業(P)	<p>● 学び、理解向上のための研修等の実施</p> <p>● 障がい福祉に関わる人の交流の場づくり</p>					
令和4年度の主な取組実績(D)	<p>1. 各種研修・講座等の実施 小中学生向け:福祉実践教室(市内8校)、介助犬教室(市内4校)及びボッチャ体験(市内1校) 当事者及び支援者向け:精神障がい者向けピア活動2回、現任保育士障がい児研修1回 市職員向け:差別解消法に関する研修(新規採用職員向け、管理職向け 各1回) 福祉事務所勉強会「今の支援が未来をつくる!障がいのある人の自立に向けて～障がい福祉部門だけでなく、今、みんなで考えたいこと～」(31人参加)</p> <p>2. 障がい福祉関係者連絡会の開催 1回目:防災をテーマに41人参加 2回目:虐待防止をテーマに38人参加</p> <p>3. 大学と協働した理解促進の取組 10月に開催した福祉まつりに、大学及び障がい事業所と協働して出展。</p> <p>4. SOSカード、ヘルプマークの普及啓発活動 いざというときの自助ツール「SOSカード」(令和3年度末に作成)及びヘルプマークについて、障がい及び高齢福祉事業所に利用者への配布協力について依頼。</p> <p>5. 障がい者社会見学事業の実施 1団体が実施(障がい者等の参加者37人)。</p>					
評価(C)	<p>○障がい福祉関係者連絡会での気づきや課題をさらに深めるための勉強会も開催し、障がい関係事業所における関係テーマへの意識・関心を高めることができた。</p> <p>○大学及び障がい事業所が連携した理解促進動画の作成、障がいに関する図書コーナーを設置する等、新たな方法による障がいへの理解・啓発活動ができた。</p>					<p>評価※</p> <p style="font-size: 48pt; text-align: center;">B</p>
今後の方向性次年度への課題(A)	<p>○障がい福祉連絡会が、障がい事業所を中心とした関係者にとって、より意義ある場になるよう、引き続き工夫を凝らしていく。</p> <p>○広く市民に向けた理解促進の取組として、各種助成金を活用し、様々な学生、市民活動団体、障がい関係事業所が主体的に取り組んでいけるように促していく。</p>					
評価の推移	令和3年度 B	令和4年度 B	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

※「A」想定通り順調に取り組んできている 「B」概ね順調だが、不十分な点が少しある 「C」やや取り組みが遅れている 「D」取り組んでいない

第4次障がい者基本計画 重点項目 評価・管理シート

[令和4年度分]

重点項目6 医療的ケアを必要としている人への支援体制づくり

めざす姿	<p>○ 本市における医療的ケアの範囲を明確にし、対象者の生活状況の把握を行い、必要な支援体制を整備します。</p> <p>○ 医療的ケアを必要としている人の家族等をサポートできる環境を整備します。</p>					
主に関連する事業 (P)	<p>● 医療的ケアが必要な障がいがある人への支援体制整備</p> <p>● 避難行動要支援者名簿への登録</p>					
令和4年度の主な取組実績 (D)	<p>【医療的ケアが必要な人への支援体制整備プロジェクトチームの取組】 評価シートのとおり</p> <p>1. 愛知県医療療育総合センター「このはネット」との情報連携 重症心身障がい児者、医療的ケアが必要な人及びその家族支援を目的とし、障がい者等の在宅医療に関わる専門職が相互に連携するため、あいち医療療育総合センターと市が、在宅医療介護連携システム「電子@連絡帳」に関する協定を締結。</p> <p>2. 長久手市医療的ケア児等ケース会議の実施 医療的ケア児等の早期発見、関係者間での情報共有、地域の支援体制や課題を検討する場として新たに設置。関係機関や市内の医療的ケア児コーディネーターを招集し、令和4年度は3回実施(療育支援体制整備プロジェクトチーム評価シート参照)。</p>					
評価 (C)	<p>プロジェクトの実施を通して、医療的ケア児等について詳細な実態把握ができた。また、医療的ケアが必要な人やその生活実態についての市民への周知や、施策立案及び地域資源の充実の検討に向けた基礎資料として活用できる報告書が作成できた。</p>					<p>評価※</p> <p>B</p>
今後の方向性 次年度への課題 (A)	<p>○ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年9月)の施行を機に、医療的ケア児の家族のインクルーシブな支援への期待は一層高まっている一方で、医療的ケアが必要となる児童は、少数であること、また個別性が高くニーズも多様になること等を理由に、支援体制が遅れている。また、医療、福祉サービスも決して十分とはいえ、理想と現実のギャップが大きい。</p> <p>○ プロジェクトにより作成した報告書を関係者に共有していくとともに、支援の体制づくり及び施策検討を進める。</p>					
評価の推移	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	C	B				

※「A」想定通り順調に取り組んできている 「B」概ね順調だが、不十分な点が少しある 「C」やや取り組みが遅れている 「D」取り組んでいない

第4次障がい者基本計画 重点項目 評価・管理シート

[令和4年度分]

重点項目7 災害時に向けた体制づくり

めざす姿	<p>○ 避難行動要支援者名簿への登録を促し、災害時に避難が難しい人や支援が必要な人の把握を目指します。</p> <p>○ 災害時における市内のサービス提供事業所の対応方法、避難場所、備蓄の状況等を事前に把握・整理し、災害が発生した際にスムーズに支援が行えるようにします。</p> <p>○ 障がいのある人が自身の特性・配慮してほしいことを伝えられる手段を検討し、災害時に本人に配慮した支援を受けられるようにします。</p>					
主に関連する事業 (P)	<p>● 避難行動要支援者名簿への登録</p> <p>● 福祉的な視点での避難所整備</p> <p>● 避難訓練の協働実施</p>					
令和4年度の主な取組実績 (D)	<p>1 避難行動要支援者支援事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援登録と同時に個別避難計画が作成されるよう、様式等を改訂。 ・要支援者に身近な福祉専門職や民生委員・児童委員の協力体制づくりのための説明会の実施。 <p>2 地域における避難訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方が入居されているグループホームと地域住民が協働し、避難訓練および避難資機材の使い方などの訓練を実施した。グループホームの避難行動要支援者を支援するサポーターとして住民が4名登録された。 ・地域住民が主体となった市内一斉避難所開設訓練を実施。車いす利用者の動線確保や、パーソナルスペースの確保に配慮した。 <p>3 障がい事業所による防災勉強会の実施</p> <p>障がい福祉連絡会から発展し、事業所における防災の課題や今後の対策等について考える勉強会を3回開催。事業所の対応方法、避難場所、備蓄の状況等も把握でき、連携の必要性を確認。また、在宅生活者の災害時支援体制の実態を把握するため、市内居宅介護事業所にヒアリングを実施した。</p>					
評価 (C)	<p>改正対策基本法により避難行動要支援者支援事業の改正を行い、要支援者ごとに個別避難計画(=みまもり台帳)が作成される仕組みに改正し、避難支援関係者(民生委員児童委員協議会、地域自治組織、福祉専門職等)へ周知し、計画の作成について地域全体として取り組む体制整備に努めた。</p> <p>一方で、福祉避難所への直接避難が可能になったが、福祉避難所の全体像(避難者像、必要な備品・機器、人員配置など)に係る協議が未実施である。</p>					<p>評価※</p> <h1>C</h1>
今後の方向性 次年度への課題 (A)	<p>○ 作成した個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援関係者と連携し、避難訓練の実施や避難支援者が決まっていな方へのフォロー等に取り組んでいく。また、個別避難計画の作成が必要であるが、作成されていない(しない)人への継続的な働きかけも行っていく。</p> <p>○ 障がい事業所における防災の意識を高め、地域の一員としての要支援者支援の役割を担ってもらえるよう、引き続き働きかけを行う。</p> <p>○ 避難行動要支援者へのみまもり台帳の作成や避難訓練への参加勧奨を積極的に行うことを通して、福祉避難所の利用対象像、ニーズ等を把握し、福祉避難所の在り方を整理していく。</p>					
評価の推移	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	B	C				

※「A」想定通り順調に取り組んできている 「B」概ね順調だが、不十分な点が少しある 「C」やや取り組みが遅れている 「D」取り組んでいない

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

資料1-2

基本分野1 生活支援

施策項目1 障害福祉サービス等の充実と質の確保

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和4年度分]

No.	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受入れができる共生型サービスの申請を高齢者施設へ働きかけます。	福祉課 長寿課	令和2年度に市内9事業所に対し共生型サービスの説明を実施し、事業所の協力体制は整っている。令和3年度及び令和4年度利用希望者なしのため利用実績なし。	A	利用希望者が出た際に、事業所に協力を依頼する。
2	障がいのある人が質の高いサービスを受けられるよう、事業所等に対し、研修等への参加を働きかけます。	福祉課	研修案内があった際は市内の事業所に対し周知を行っている。	A	引き続き参加の働きかけを行う。
3	本市の実情に応じた地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター及び訪問入浴）を展開できるよう、ニーズに応じた見直しを必要に応じて行うとともに、サービス利用を促進します。	福祉課	地域生活支援事業の全体的な見直しを行った（事業所の監査、事業対象者など）。	A	令和5年度から、委託により、市内に地域活動支援センターを設置する。
4	必要なときに必要な人が障害福祉サービス等を受けられるよう、障がいのある人、家族等に対しサービスに関する情報提供を適切に行います。	福祉課			
5	児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）及び障害児相談支援の適切なサービス提供を推進します。重症心身障がい児の受入れについては、関係機関や近隣の事業所と連携します。	子ども家庭課	児童発達支援センターにおいて児童発達支援事業と保育所等訪問支援事業を実施。また、不定期ではあるが、顔の見える関係づくりのため、こどもの発達相談室が事業所を訪問した。医療的ケア児等ケース会議において、関係者間で個別の情報を共有することを開始した。	B	引き続き、重症心身障がい児のサービス利用のニーズと提供体制の把握を行うとともに、児童発達支援センターでは、看護師の増員等を求め、受入れの体制強化を進める。
6	障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、社会福祉施設等施設整備補助金の申請のための支援等を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。	福祉課	グループホーム新設を検討している事業所からの相談について、必要な助言、情報提供を行った。	A	事業所へ働きかけを行うとともに、申請に係る相談対応を行う。
7	グループホームでの生活が障がいのある人にとって合っているか確認するため、体験する機会を提供します。	福祉課	新型コロナウイルス感染症により未実施。	—	市内にグループホームが増えたことにより、認知度が高まり利用者が増えていることを踏まえ、当初の目的を達成したと判断し令和5年度末で事業を廃止する。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

※評価「—」は、新型コロナウイルスの影響により事業の実施ができなかったもの。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和4年度分]

基本分野1 生活支援

施策項目2 包括的な相談支援体制の仕組みづくり

No.	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	一人ひとりにあった総合的な支援、地域の相談支援事業所における対応困難事例への支援、人材育成、障がい者虐待防止、その他関係機関との連携等を図るため、障がい者基幹相談支援センターを運営します。	福祉課			
2	【重点項目】 障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課	今まで定められていなかった実施要領を制定し、調査の対象者、実施方法等と明確にした。75名に対し調査を行い、うち25名に訪問調査を行った。	A	限られた人的資源でより効率的かつ効果的なアウトリーチの方法を検討し、実施する。
3	福祉サービス等の利用には、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成が必要であることや、夜間等を含む緊急時における連絡・相談体制の確保などが必要なことから、障がい児・者の相談支援体制の強化を図ります。	福祉課 子ども家庭課	相談支援体制整備プロジェクトチームにおいて、市の課題等の整理を行い、体制整備における令和5年度からの3年計画を作成した。	A	作成した計画に基づきサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成件数を増やしていく。また、予算事業（補助制度の創設等）や各種取組についても検討を進める。
4	地域共生ステーションなど、身近な場所で障がいに関する相談ができるよう、相談員による出張相談等を実施します。	福祉課 地域共生推進課 たつせがある課	西・北・市が洞・南小学校区に設置された地域共生ステーションなどにおいて、CSWIによる出張相談（福祉のなんでも相談）を各地区で実施した。	A	引き続き実施。
5	精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。	福祉課 健康推進課	庁内関係部署の相談の質の向上、関係者とのネットワーク作りのため精神保健福祉実務者会議を実施。年4回延べ43人参加。	A	継続実施。関係団体のネットワークを広げ、会議参加者数を増やす。
6	【重点項目】 障がい福祉分野においても、家族介護者の高齢化等に伴い、介護者自身への支援など、家庭全体を支える相談対応が求められています。そのため、相談者の世代、相談内容等に関わらず、包括的に相談を受け止め、各分野における相談支援を一体的に捉え、関係機関と連携した重層的な支援体制の構築を進めます。	福祉課 長寿課 地域共生推進課 子ども家庭課 健康推進課	複雑化、複合化した課題に対して各分野が連携して支援を検討するため、重層的支援会議及び支援会議を実施した。	A	多様化する個人ニーズに対応するには、様々な福祉サービスの利用や多様な地域資源へのつなぎ、新たなサービス等の創出が必要であるため、庁内連携会議や包括化推進協議会、実務者会議等において、各事業と一体的に検討を進めていく。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野1 生活支援

施策項目3 経済的な負担軽減のための支援

[令和4年度分]

No.	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	障がいのある人への経済的な支援を図るため、障害者手当の支給を行います。	福祉課	令和3年度9月議会にて障害者手当支給条例の改正案が承認されたことに伴い、令和4年4月1日以降において、65歳以上で初めて各種障害者手帳を交付された方が手当対象外となった。	A	継続して支給を行う。
2	国や県の法令等に基づき所得保障として年金制度を補完する特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当及び愛知県在宅重度障害者手当の周知に努めます。	福祉課			
3	障害基礎年金など国の制度に基づく年金について、20歳時の手続き勧奨及び随時の相談対応を行います。	保険医療課			
4	福祉サービスの利用手続きの支援や日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。	社会福祉協議会			
5	心身の障がいや疾病等のため、調理等の日常生活を営むことに支障がある人に対し配食するサービスの一部費用を助成します。	福祉課			
6	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器等購入費用を助成します。	福祉課			
7	日常生活に必要な用具の購入費用を助成します。また、障がいのある人のニーズにあわせ、種目の見直しを適宜行います。	福祉課	令和4年4月1日から暗所視支援眼鏡を種目に追加した。	A	今後も適宜見直しを行う。
8	障がいにより失われたり低下した身体機能を補うための機器等（補装具）の購入、修理、貸与費用を助成します。	福祉課			

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野2 保健・医療

施策項目1 早期発見・支援への取組

[令和4年度分]

No.	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	保健センターにおいて、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診事後教室などの支援体制の充実を図ります。また、障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育を受けるよう促します。	健康推進課 子ども家庭課	乳幼児健診未受診者に対して電話や訪問で状況確認実施している。また、発達に心配のある児に対しては適切な療育を受けられるよう健診事後教室等でフォローを行っている。 こどもの発達相談室も参加し、情報共有している。	A	今後も健診未受診者の状況確認、健診事後教室等でフォローを行っていく。
2	母子保健法により、支援の必要な障がいのある児童を早期に発見し、就学への移行が円滑かつ適正にできるよう関係機関と連携して支援します。	健康推進課 子ども家庭課 教育総務課 子ども未来課	5歳児すこやか発達相談を行い、フローチャートに沿って電話や相談事業を行っている。就学に向けて支援が必要な児については、個別相談等を通じて関係機関と連携し、支援を行っている。	A	今後も関係機関と連携し、支援を行っていく。
3	糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進及び疾病の重症化予防に努めます。	健康推進課 保険医療課	特定健診の実施（R4 受診者3,511件） 特定保健指導の実施（R4 323人） 後期高齢者医療健康診査の実施（R4 受診者2,432件） 39歳以下健診受診者数270人 ラジオ体操第一登録者数2,259人 （令和5年2月15現在）	A	今後も、糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健診の実施及び周知啓発を継続する。
4	【重点項目】 こどもの発達相談室を設置し、発達が気になる児童に関する相談窓口を充実させ、早期発見から早期療育へとつなぎます。また、障がいのある児童に対する通所支援施設として、「児童発達支援センター」を整備します。	子ども家庭課	こどもの発達相談室では関係機関と連携しながら相談を実施。 関係機関の具体的な連携方法を体制化し、乳幼児連絡会、学童・青年期連絡会、また、医療的ケア児等ケース会議を設置し、開催。 児童発達支援センターは、児童発達支援、保育所等訪問支援を実施。市からの委託でどんぐり教室を実施。	A	児童発達支援センターを中核とした地域の支援体制を整えていく
5	障がいのある児童をもつ保護者がお互いの不安や悩みを共有し支え合える仕組みが必要であることから、障がいのある児童とその保護者同士が交流できる機会を提供します。	子ども家庭課	親子通園事業（どんぐり教室）と児童発達支援センターの利用を通じて、発達が心配な児童の保護者同士が交流できる機会を設けています。 また、児童発達支援センターと希望の会の連携を開始しました。	B	保護者向けに勉強会をするなど交流のきっかけを創出していきます。
6	精神疾患が疑われるが医療機関を受診しておらず、適切な治療に結びついていない人について、関係部署及び関係機関との連携を強化することにより、支援が必要な人の早期発見及び早期治療に向けた対応方法の検討を行います。	福祉課 健康推進課	25名に個別訪問調査を行った。	B	令和5年度に自立支援協議会に「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」プロジェクトチームを立ち上げ、課題の把握や解決方法に向けた取組内容の検討を行う。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和4年度分]

基本分野2 保健・医療

施策項目2 医療などが必要な人への支援の充実

No.	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	地域の関係機関の協働・連携の強化、既存の社会資源や仕組みの活用を図り、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議を進めます。	福祉課 健康推進課	システムの構築には至っていないものの、令和5年度から立ち上げるプロジェクトチームの在り方について検討を行った。	C	令和5年度に自立支援協議会に「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」プロジェクトチームを立ち上げ、課題の把握や解決方法に向けた取組内容の検討を行う。
2	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。	福祉課 保険医療課			
3	障害者総合支援法の対象である難病患者の人が適切な支援を受けられるよう、福祉サービス等について周知していきます。	福祉課			
4	【重点項目】 医療的ケアが必要な障がいがある人への支援体制整備に向け、定義や現況の確認、連携方法などについて関係機関と協議・検討を行います。	子ども家庭課 福祉課	・医療的ケアが必要な人への支援体制整備プロジェクトチームにて、医ケア児等とその家族の生活実態についての報告書をまとめた。 ・医療ケア児等ケース会議を新たに設置。	A	報告書の周知・共有を行うことと併せて、関係機関と引き続き協議の場をもち、施策等の検討を行う。
5	サービス提供事業所の職員や利用者家族に対し、歯科教育を推進します。	福祉課 健康推進課	3施設（4事業所）で28人が制度を活用し歯科健診を実施。	A	令和14年度まで継続的に実施。
6	保健所が実施する難病法に基づく特定医療費（指定難病）が適切に支給されるよう、周知を行います。	福祉課			
7	保健所が実施する児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費受給者のうち該当となる方を対象に、日常生活用具の給付を行います。	子ども家庭課			

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和4年度分]

基本分野3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

No.	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	障がいのある児童・生徒の理解や障がいの特性に応じた対応や支援ができるよう保育士・学校教員等の研修を充実させ、保育園・小中学校における障がいのある児童・生徒の受入れの拡充を図ります。	子ども未来課 教育総務課	保育士を対象とした障がい児対応のための研修を実施。また、学校教員が特別支援学校等に研修に行った。	A	3歳児クラス以上の受入れを行う保育園において、障がい児保育の実施を継続。
2	障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援ができる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置し、よりきめ細やかな対応ができるよう連携体制を強化します。	教育総務課 子ども家庭課 福祉課	スクールソーシャルワーカーを3人配置している。	A	引き続き各中学校区に一人配置できるよう、人材の確保に努める。
3	学校において、スロープ、エレベーター、多機能トイレの設置など、ハード面の改善を行うとともに、専門的な知識・技能を有する人材の確保に努め、受入れ可能な障がいのある児童・生徒の拡充を目指します。	教育総務課	西小学校の校舎等をバリアフリー化する改修工事を行い、エレベーターを設置した。これにより、市内全小中学校でエレベーター設置工事が完了した。また、長久手中学校では、多機能トイレを設置した。	A	必要に応じてハード面の改善を実施する。
4	通級指導教室待機児童の解消や適正な就学に向けて、他機関と連携しながら就学相談を行うこと、また、授業のユニバーサルデザイン化、合理的配慮についての研修の実施及び医療的ケア児の受け入れ体制を整備することで、「インクルーシブ教育」の基礎を継続して構築していきます。	教育総務課	他機関と連携した就学相談は、その都度対応している。また、医療的ケア児の受入れ体制を整備し、現在3人医療的ケア児の受入れを実施している。	A	引き続き他機関と連携した就学相談を実施する。また、医療的ケア児の受入れ体制を整備する。
5	介助犬総合訓練センター～シンシアの丘～と連携して行う介助犬教室や社会福祉協議会と連携して行う福祉実践教室など、障がいの理解を深めるための授業を行います。	教育総務課	福祉実践教室（市内8校）、介助犬教室（市内4校）及びポッチャ体験（市内1校）を実施。障がいの理解を深めることができた。	A	今後も障がいの理解を深めるための授業を行う。
6	障がい者スポーツ関連団体等と連携し、カローリング等、障がいのある人も楽しめるニュースポーツを推進します。	生涯学習課	11月27日（日）にカローリング等のニュースポーツを体験できるニュースポーツフェスティバル（主催：長久手市スポーツ推進委員、長久手市）を開催した。また、各小学校区ごとにニュースポーツ体験会を開催した。	A	来年度も引き続きニュースポーツフェスティバル及びニュースポーツ体験会を開催する。
7	愛知県内の特別支援学校に就学している児童・生徒の保護者に対して支給する就学奨励金の周知に努めます。	福祉課 教育総務課			

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和4年度分]

基本分野4 雇用・就業

施策項目1 就労支援ネットワークの強化及び障がい者雇用の促進

No.	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	【重点項目】 障がいのある人の就労の相談や支援を行い、本人と事業所等をつなげていくことや、高校や大学等に在学中の人の就職活動や生活の困り事を解決するためのサポートを行う、就労支援コーディネート事業を実施します。	福祉課	中学生の部と高校生の部の2部制にし、各全6回のコーディネート事業を実施。自己分析や就職活動にかかるプログラムに加え、実際の企業の見学・体験ツアーを行い、計18名が参加した。	A	令和6年度からは、地域の放課後等デイサービス事業所が主体となって事業化できるように働きかけを行う。
2	就労支援施設等と協力し、市役所等の当該施設外において軽易な業務が体験できる機会を実施します。	人事課 福祉課	市役所の簡易な業務等を就労移行支援事業所に委託し、市役所内で障がい者の就労訓練を実施するながふく就労体験を実施した。 (延べ件数22件、延べ従事人数67人)	A	引き続き実施
3	尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がいのある人の就労支援を実施します。	福祉課			
4	民間企業等との情報共有を図り、一般就労が難しい方に対し、支援員がサポートしながら就労訓練を実施する中間的就労の事業所の新規参入を進め、一般就労に向けた支援を実施します。	福祉課	中間就労事業所ではないが、障害者雇用を行う企業への貸し農園を運営する株式会社と協定を結び、必要に応じ意見交換を行っている。	B	生活困窮自立支援機関とともに、中間的就労について調査・研究を行う。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和4年度分]

基本分野4 雇用・就業

施策項目2 福祉的就労の充実

No.	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障がい者就労支援施設等への発注を促進します。また、「長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき発注を行います。	行政課 福祉課	「長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を各課に周知し、障がい者就労支援施設等への受注機会の拡大を図った。	A	引き続き、障害者就労施設等への受注機会の拡大を推進していく。
2	工賃の向上を目指し、就労支援施設が実施する物品販売会について、市役所や福祉の家等での販売を推進します。	福祉課 財政課	福祉まつり及びびながふく商店として市役所や福祉の家にて、物品販売会を行う機会を提供した。（市役所24回、福祉の家13回）	A	引き続き、各種イベント等における販売機会について情報提供を行う。
3	障がいのある人の就労の機会の拡大、農地の有効活用、農業に従事している人への周知・啓発、農と福祉とが協働するためのマッチング等を行います。	みどりの推進課 福祉課	事業者や民間企業から農福連携に関する相談に対応したほか、県が主催する講演会に参加した。	A	引き続き、情報収集をしながら必要に応じ情報提供及び助言を行う。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和4年度分]

基本分野5 生活環境

施策項目1 地域における支え合いの体制づくり

No.	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	障がいのある児童も含め、小学校を活用して、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所を充実します。また、学びや遊びなどの活動を実施し児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりをします。	子ども未来課	放課後の子どもの居場所づくりに関して、地域子ども・子育て支援事業計画の中でニーズ量を把握し、それに対応した供給体制を整備していく。	A	児童の増加に対応するため既存の施設の活用を検討することや、ニーズの多様化に対応するため計画の見直しを行った。
2	ちょっとした訓練やサポートがあれば、自身で行えるようになることを目的とした、日常生活における体験・訓練のため居宅介護の利用やボランティアによる支援を推進します。	福祉課			
3	障がいのある人の各種イベント、公共施設等でのボランティア活動等への参加を促し、障がいのある人の社会参加の場を提供します。	各担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館において、図書ボランティアを育成し、障がいのある方2名が活動している ・リモテラス公益施設において、障がい者、健常者の区別なく、管理ボランティアに参加された方にスマイルポイント付与 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人のイベント参加について積極的に働きかけていく。 ・今後も障がいのある方からのボランティア登録申請も積極的に受けていく。
4	障がい者団体の活動の周知・啓発などを支援します。	福祉課			
5	関係機関等と連携して市民を対象とした講座を実施し、手話通訳者・要約筆記者等の養成に努めます。	福祉課	手話奉仕員養成講座（修了者2名）、要約筆記奉仕員養成（修了者10名）を実施。	A	引き続き実施する。
6	障がいのある人に関する様々な課題の解決が求められていることから、障がい者自立支援協議会の機能の充実を図るほか、関係者間の顔の見える関係づくりを進め、地域課題の解決に向けた検討体制を強化します。	福祉課	防災及び虐待防止をテーマとし、障がい福祉関係者連絡会を2回実施。のべ79人参加。	A	引き続き、幅広く参加してもらおうための企画運営を行う。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和4年度分]

基本分野5 生活環境

施策項目2 外出の促進及び移動に関する支援

No.	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	障がいのある人の移動を支援するため、移動支援事業の支援員の本市独自の養成研修を実施し、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課	移動支援事業従事養成研修の実施なし。	D	市内での登録事業所が1者しかないため、市外も含めて登録事業者を増やし、受講機会の拡大を行う。
2	障がいのある人等の外出機会を促進するため、安価で利用できる福祉有償運送事業を実施する事業者の新規参入を促進します。また、事業に必要な手続等について、関係機関との調整を図ります。	福祉課 長寿課	福祉有償運送事業者1者が新規参入した。	A	ニーズは拡大しているが、事業者の負担も大きくなっている。公共交通施策との役割分担について関係機関とともに検討していく。
3	外出に関する支援として、障がい者タクシー料金助成事業及び身体障がい者自動車改造助成事業を実施するとともに、鉄道・バス・タクシー・航空の運賃、有料道路通行料金の割引制度の周知を行います。	福祉課			
4	障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会の増加のため、団体等が開催した社会見学等の一部費用を助成します。	福祉課	令和4年度は約3年ぶりに1団体が社会見学を実施。37人の障がいのある方が参加した。また、市の補助金ガイドラインに従い助成要綱の見直しを行った。	A	令和14年度まで継続的に実施。
5	障がいのある人が移動しやすいように、横断歩道や人通りの多い歩道の段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを整備します。	土木課			
6	道路新設時などに、車いすがすれ違えることができる幅の歩道整備を行います。	土木課			
7	新設の公共施設については障がい者等に配慮して計画していきます。既存の公共施設については、改修時に合わせてバリアフリー化を実施していきます。	各施設管理担当課	新設、改修の公共施設なし。	—	古戦場公園に整備する新設のガイダンス施設及び歴史民俗資料館について、バリアフリー対応とする予定。

No.	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
8	障がい者等があらゆる施設を円滑に利用できるように、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知・啓発や民間の施設建築時において、協力を呼びかけます。	都市計画課	令和4年度は「長久手市美しいまちづくり条例」の適用物件の10件に対して「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の周知を行い、特定施設整備計画届出書を5件受理。	A	今後も「長久手市美しいまちづくり条例」の適用物件に対して「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に沿った計画とされるよう依頼していきます。
9	障がいのある人の移動の利便性向上に向けた取組について検討します。	福祉課 長寿課 安心安全課 企画政策課	令和4年度に公共交通市民アンケートを実施し、一部移動困難者についても調査を実施した。	A	公共交通市民アンケート結果を基に、移動困難者も利用しやすい公共交通の構築に向けて検討する。
10	「Nーバス」を障がい者の外出時の交通手段として利用してもらえよう、車両の車いす対応及び料金の障がい者割引制度についてわかりやすく案内し、利用促進に努めます。	安心安全課	市ホームページで周知を行ったほか、高齢・障がい福祉の窓口課でも周知や無料パスの配布を行った。	A	引き続き周知を行う。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和4年度分]

基本分野5 生活環境

施策項目3 わかりやすい情報発信とコミュニケーション

No.	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	障がい福祉の制度等をよりわかりやすく周知するために福祉ガイドを発行します。	福祉課 長寿課 子ども家庭課	ガイドの字体について、より多くの人が見やすいユニバーサルフォントを令和5年度版ガイドから採用した。	A	引き続き、多くの人がわかりやすいガイドとなるよう適宜見直しを行う。
2	障がいのある人がサービス、制度等に関する情報を入手しやすいようなホームページ等をつくります。	福祉課			
3	視覚障がい等を有している人が広報紙の情報が入手しやすいよう、ボランティア団体と協働して、声の広報を提供していきます。	情報課			
4	障がい等により意思疎通が困難な人に対して、障がいの特性に応じた支援ができるよう、手話通訳、要約筆記、代筆、代読、筆談などの支援を行います。また、意思疎通を支援する人材の育成や環境整備に努めます。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課に手話通訳者を設置。 遠隔手話サービスの試験運用を開始。 職員に対し、窓口での意思疎通支援についてのポイントや留意事項について通知した。 	A	令和5年4月から手話通訳者設置時間を更に拡充する。また、遠隔手話サービスについて利用促進を図る。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和4年度分]

基本分野6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援

施策項目1 障がいの理解と障がいを理由とする差別の解消

No.	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とした差別や虐待を受けることがないように、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動に努めていきます。また、行政は障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、民間事業所等に対しても協力を求めています。	福祉課			
2	市職員等を対象に、障がいのある人への配慮、適切な対応について理解するための研修等を実施します。	人事課 福祉課	・新規採用職員に対し、福祉課職員による研修を実施（22名が受講） ・新たに課長級になった職員向けに障害者差別解消法研修を実施（4名が受講）	A	今後も継続して、市職員等への研修を実施していく。
3	各種選挙の投票時において、障がいのある人に配慮した投票所を運営します。	行政課	選挙時に、視覚障がいのある人に、選挙公報を点訳・音訳した媒体を配布した。また、投票時に、段差がある投票所ではスロープを設置したり、各投票所に車いす用の記載台及び点字投票資材を用意した。	A	引き続き、障がいのある人に配慮した選挙を実施する。
4	障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした関係機関の連携を図ります。また、パンフレット等を活用して周知啓発に努めます。	福祉課			
5	高次脳機能障がいや強度行動障害について、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を図るなど、必要な支援につながるための取組を行います。	福祉課			
6	援助や配慮を必要としている人が周囲に知らせ、援助を得やすくするためのヘルプマークの普及に努めます。	福祉課			
7	身体障がい者の自立を介助する補助犬に対する理解が不足しているため、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。	福祉課	公共施設に募金箱及び自動販売機の設置並びにガバメントクラウドファンディングにより、補助犬の周知及び寄付協力を行った。また、介助犬フェスタの後援を行った。	A	引き続き実施する。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

[令和4年度分]

基本分野6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援

施策項目2 権利擁護に関する支援

No.	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	尾張東部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度について周知を図るとともに、成年後見制度を必要としている人の中で、障がいにより財産管理や契約行為等に支援が必要な方に対して、市長申し立てを含む制度利用を支援します。	福祉課 長寿課			
2	「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を図り、日常生活や社会生活において障がい者の意思が反映されるよう、意思決定支援の質の向上を図ります。	福祉課	尾張東部権利擁護支援センターが主体となり意思決定支援に関するプロジェクトを実施した。	A	引き続き実施する。
3	虐待を受けた時や緊急時に避難するための居室の確保を実施し、被虐待者等の安全対策を図ります。	福祉課	地域生活支援拠点プロジェクトを通して、緊急時の居室確保事業の担い手となる障がい関係事業所との協議を行ったことによって、事業イメージができた。	B	居室確保事業の実施要綱を定める。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野7 防災・防犯

施策項目 防災及び緊急時の支援の充実

[令和4年度分]

No.	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	【重点項目】 災害時に障がいのある人の避難支援ができるよう、避難行動要支援者名簿への登録を推進します。	福祉課 安心安全課	避難行動要支援者支援事業を見直し、個別避難計画（みまもり台帳）に対応する様式に変更。2月に要支援者対象者4,486名に対し登録案内を行った。	A	必要な人が登録されないことがないように、関係者で情報共有を図り、登録勧奨及び支援を行っていく。
2	市内の入所施設と協定を結び、緊急避難所（福祉避難所）を確保します。	福祉課 安心安全課	市内4施設を災害時に避難行動要支援者の受入れ先として確保している。	B	社会福祉施設を中心に、福祉避難所受入れ先の拡充を図る
3	避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、個別支援計画を作成し、それを活用した支援方法について検討します。	福祉課 長寿課	法改正を踏まえて個別避難計画の作成に向けた体制づくりに着手し、避難支援関係者へ周知・説明を行った。	A	みまもり台帳の活用について、関係者と協議していく。
4	【重点項目】 障がいのある人、サービス提供事業所、地域住民が協働した避難訓練を実施します。	安心安全課 福祉課	地域住民が主体となった防災訓練（避難所開設訓練）を実施したほか、障がいのある方と福祉施設の職員とともに、避難所の開設や資機材の使い方などの訓練を行いました。	A	引き続き、地域での訓練を実施していくとともに、当事者が参加する訓練の実施について検討する。
5	【重点項目】 障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、障がいの特性に配慮したスペースの確保等、福祉的な視点での避難所整備に努めていきます。	安心安全課 福祉課	福祉避難所備蓄品の点検を行い、腎疾患やアレルギーの人でも安心して食べられるアルファ米と飲料水の入れ替えを実施した。	B	不足する備蓄品の洗い出しと、実際の使用時を想定した物品配置を図る
6	聴覚や言語に障がいのある人は、緊急時の通報が困難となっているため、尾三消防本部が実施する、スマートフォンなどで通報できる緊急通報システム「NET119」の普及・啓発に努めます。	福祉課	登録説明会について、全対象者へ通知し、制度についての周知を図った。	A	尾三消防本部と連携し引き続き周知を図る。
7	愛知警察署が実施する聴覚障がい等がある人が文字による対話形式で通報を行うことができるWEB110システムの普及に努めます。	福祉課	110番アプリシステムに移行後、市ホームページも更新し周知を行っている。	A	引き続き周知する。

※義務的性質の項目については評価対象としない。

第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 実績調査表

1 第6期障がい福祉計画

(1) 計画の数値目標

〔1 福祉施設の入所者の地域生活への移行〕

項目	基準値	目標値	実績	
	R元年度末	R5年度末	R3年度年末	R4年度年末
地域移行者数	-	1人	0人	0人
施設入所者の削減	-	1人	0人	0人

〔2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築〕

項目	基準値	目標値	実績	
	R元年度末	R5年度末	R3年度年末	R4年度年末
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	-	1回／年度	0回／年度	0回／年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	-	20人	0人	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	-	1回／年度	0回／年度	0回／年度
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	-	1人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	-	1人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	-	8人	18人	27人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	-	0人	0人	0人

〔3 地域生活支援拠点の整備〕

項目	基準値	目標値	実績	
	R元年度末	R5年度末	R3年度末	R4年度末
地域生活支援拠点等の整備	-	1箇所	未整備	1箇所
地域生活支援拠点等の充実	-	実施	未実施	実施

〔4 福祉施設から一般就労への移行〕

項目	基準値	目標値	実績	
	R元年度末	R5年度末	R3年度末	R4年度末
一般就労への移行者	10人	13人	8人	8人
就労移行支援事業	3人	7人	6人	6人
就労継続支援A型事業	3人	4人	2人	0人
就労継続支援B型事業	4人	2人	0人	2人
就労定着支援事業利用者	36%	70%	50%	50%
就労定着支援事業の就労定着率	-	80%	-	-

〔5 相談支援体制の充実・強化等〕

項目	基準値	目標値	実績	
	R元年度末	R5年度末	R3年度末	R4年度末
総合的・専門的な相談支援機関の設置	実施	実施	実施	実施
訪問等による専門的な指導・助言	-	10件／年	12件／年	12件／年
相談支援事業者の人材育成の支援	-	1件／年	3件／年	3件／年
相談支援機関との連携強化の取組の実施	-	40件／年	37件／年	55件／年

〔6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築〕

項目	基準値	目標値	実績	
	R元年度末	R5年度末	R3年度末	R4年度末
障害福祉サービス等の質の向上	-	6人／年	3人／年	6人／年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	-	1回／年	0回／年	0回／年

(2) 障害福祉サービスの見込み

※以下、「見込量との比較」とは、令和元年度末における見込量と実績を比較し、見込量との差異を表記したものの。
【凡例】 見込量よりも実績が+20%以上…△、-20%以下…▼、±20%未満…—

【訪問系サービス】(1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和3年度	令和4年度	令和4年度	
居宅介護	人	92	94	88	—
	時間	1,751	1,997	1,525	▼
重度訪問介護	人	2	3	2	▼
	時間	108	494	94	▼
同行援護	人	6	10	4	▼
	時間	71	97	66	▼
行動援護	人	3	8	4	▼
	時間	68	141	69	▼
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	—
	時間	0	0	0	—

【日中活動系サービス】(1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和3年度	令和4年度	令和4年度	
生活介護	人	65	72	70	—
	人日	1,248	1,403	1,345	—
自立訓練(機能訓練)	人	1	2	0	▼
	人日	1	18	0	▼
自立訓練(生活訓練)	人	4	3	3	—
	人日	58	33	61	△
就労移行支援	人	22	26	17	▼
	人日	347	402	248	▼
就労継続支援(A型)	人	26	25	31	△
	人日	465	463	572	△
就労継続支援(B型)	人	78	72	79	—
	人日	1,251	1,189	1,234	—
就労定着支援	人	6	8	12	△
療養介護	人	2	2	1	▼
短期入所(福祉型)	人	17	24	19	▼
	人日	114	105	114	—
短期入所(医療型)	人	0	1	0	▼
	人日	0	7	0	▼

【居住系サービス】(1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和3年度	令和4年度	令和4年度	
自立生活援助	人	0	0	0	—
共同生活援助	人	36	46	45	—
施設入所支援	人	13	12	14	—

【計画相談支援・地域相談支援】(1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和3年度	令和4年度	令和4年度	
計画相談支援 (モニタリング含む)	人	69	81	55	▼
地域移行支援	人	0	1	0	▼
地域定着支援	人	0	1	0	▼

(3) 地域生活支援事業の見込み

【理解促進事業・自発的活動支援事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績
		令和3年度	令和4年度	令和4年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況 事業整備	無 済	有 済	有 済
自発的活動支援事業	実施状況 事業整備	無 済	有 済	無 済

【相談支援事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績
		令和3年度	令和4年度	令和4年度
相談支援事業	か所	2か所	3か所	3か所
障がい者自立支援協議会	設置状況	設置済	設置済	設置済
基幹相談支援センター	設置状況	設置済	設置済	設置済
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施	実施	未実施

【成年後見制度利用支援事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績
		令和3年度	令和4年度	令和4年度
市長申立事業	人/年 事業整備	0人 済	2人 済	0人 済
後見人等の報酬事業	人 事業整備	3人 済	5人 済	4人 済

【成年後見制度法人後見支援事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績
		令和3年度	令和4年度	令和4年度
市民後見人の育成実施	件数 状況	2件 済	2件 済	4件 済
法人後見実施者の育成実 施	件数 状況	0件 未	0件 済	0件 済

【意思疎通支援事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和3年度	令和4年度	令和4年度	令和4年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件	26	33	16	▼
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	—
重度障害者等入院時コミュ ニケーション支援事業	人	0	0	0	—

【日常生活用具給付等事業】(1年当たり)

対象品目	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和3年度	令和4年度	令和4年度	
介護・訓練支援用具	件	4	6	0	▼
自立生活支援用具	件	0	7	5	▼
在宅療養等支援用具	件	10	13	5	▼
情報・意思疎通支援用具	件	4	5	1	▼
排泄管理支援用具	人月	774	786	757	—
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	2	0	▼

【手話奉仕員養成研修事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和3年度	令和4年度	令和4年度	
手話奉仕員養成研修事業	人	6	7	2	▼

【移動支援事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和3年度	令和4年度	令和4年度	
移動支援事業	人	31	50	35	▼
	時間	1,368	3,026	1,532	▼

【地域活動支援センター事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和3年度	令和4年度	令和4年度	
地域活動支援センター	人	3	5	3	▼
	人日	46	633	72	▼
	か所	2	5	1	▼

【発達障がい児者及び家族等支援事業】(1年当たり)

事業種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和3年度	令和4年度	令和4年度	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数	0	5	11	△
ペアレントメンター数	人	0	0	0	—
ピアサポート活動	参加者数	0	5	0	▼

【その他の事業(任意事業)】(1年当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和3年度	令和4年度	令和4年度	
日中一時支援事業	人	99	111	82	▼
	人日	5,363	6,660	5,086	▼
訪問入浴サービス事業	人	0	3	0	▼
要約筆記奉仕員 養成研修事業	人	3	2	10	△
自動車運転免許 取得費助成事業	人	1	1	0	▼
身体障がい者用 自動車改造助成事業	人	0	1	1	—

2 第2期障がい児福祉計画

(1) 計画の数値目標

項目	【参考】実績	見込	実績
	令和3年度	令和4年度	令和4年度
こどもの発達相談室・児童発達支援センターの設置(令和3年度中)	各1カ所設置	—	各1カ所設置
保育所等訪問支援の実施(令和3年度中)	児童発達支援センターで実施(児童発達支援センターはじめ市内3事業所に整備)	—	児童発達支援センターで実施(児童発達支援センターはじめ市内3事業所に整備)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(令和5年度末)	1カ所設置	—	1カ所設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置(令和5年度末)	医療的ケア児の情報共有の体制整備、医療的ケア児等コーディネーター4人配置	—	5人配置

(2) 障がい児へのサービスの見込み

【障害児通所支援】(1月当たり)

サービス種別	単位	【参考】実績	見込	実績	見込量との比較
		令和3年度	令和4年度	令和4年度	
児童発達支援	人	103	135	138	—
	人日	1,168	1,409	1,401	—
医療型児童発達支援	人	0	1	0	▼
	人日	0	1	0	▼
放課後等デイサービス	人	211	223	256	—
	人日	2,806	2,820	3,183	—
保育所等訪問支援	人	8	2	35	△
	人日	8	2	36	△
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	—
	人日	0	0	0	—
障害児相談支援	人	47	28	39	△
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	4	4	5	△
障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備	保育所	85	61	87	△
	認定こども園	0	0	0	—
	放課後児童健全育成事業(児童クラブ、学童保育所)	13	6	17	△

※1 実績見込みは、令和2年4月1日時点の情報または令和2年4月から9月実績から算出した数値を掲載しています。

※2 保育所、放課後児童健全育成事業の利用に当たっては、保護者の就労等が要件になることから、「必要な見込量」及び「各年度の目標見込量」の変動が見込まれます。

※3 本市において、認定こども園の設置はありません。

長久手市障がい者権利擁護支援計画 評価・管理シート

資料1-4

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

(1) 制度の周知・啓発、担い手の養成

[令和4年度分]

No.	事業名	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	制度に関する正しい知識の普及	ホームページや窓口等において、権利擁護に関する情報を周知し、正しい知識の普及に努めます。	福祉課	市HPにて制度の周知を図っている。	A	引き続き実施。
2	制度に関する講演会等の開催	地域住民向けの研修を開催し、成年後見制度を含む権利擁護に関する広報・啓発のための講演会等を実施します。	権利擁護支援センター	地域住民等を対象とした講演会等を実施した。（地域住民向け講演会1回138名（うち長久手市民34名）、行政・福祉関係者向け学習会1回95名（うち長久手市13名）、福祉職向け学習会1回21名（うち長久手市1名）	A	成年後見制度を含む権利擁護に関する広報、啓発を実施する。
3	制度に関する学習会の開催	地域での早期発見のきっかけとなりうる地域住民や事業所を対象に、成年後見制度の基礎的な知識を学ぶ学習会を開催します。	権利擁護支援センター	法律職・医療職・福祉関係者、行政職員等を対象に2回の研修会を実施し、延べ157名（うち長久手市4名）が参加した。	A	成年後見制度の基礎的な研修会の実施。また医師会との連携を強化し、法律、医療、福祉、行政を含む関係機関との研修会を引き続き実施する。
4	相談会の実施	成年後見制度に関する専門的な相談ができるよう、権利擁護支援センターの職員による相談会を定期的の実施します。	福祉課 権利擁護支援センター	市役所において月1回の予約制の巡回相談を実施した。（通算5回／相談者9名／対象者6名）（長久手市のみの数字）	A	引き続き、成年後見制度に関する専門的な相談ができるよう、権利擁護支援センターの職員による相談会を定期的の実施する。
5	虐待対応に関する知識や技術の向上	虐待対応の知識や技術の向上を目指すため、ケースの助言や、行政、福祉関係者を対象とした研修会を開催します。	権利擁護支援センター	虐待事例検討会を6回開催し、153名が参加した。（うち長久手市10名）また、尾張東部権利擁護支援センター権利擁護アドバイザーからのSVの実施10回（うち長久手市0回）	A	行政、福祉関係者を対象とした事例検討会の実施。またスーパーバイザー派遣事業による個別ケースにおける助言等、継続的に実施する。
6	市民後見人養成講座	判断能力が十分ではない人の生活を同じ住民という立場から支援し、より身近に寄り添うことができる市民後見人を養成します。	権利擁護支援センター	市民後見人養成研修会を開催し22名が受講した。（うち長久手市民4名）また、フォローアップ研修を8回、市民後見人交流会を1回開催した。	A	市民後見人の周知、啓発をはじめ、意思決定支援を中心とした権利擁護支援の担い手の育成を実施する。
7	成年後見サポーター養成講座	成年後見制度を理解し、地域で後見業務等を広く支えるサポーターとなる人材を養成するための講座を開催します。	権利擁護支援センター	市民後見人養成研修会を8回開催し、22名が受講した。（22名・うち長久手市民4名）住民向け成年後見勉強会を1回開催し、33名が受講した（うち長久手市民5名）	A	住民を対象とした権利擁護支援サポーターの養成研修を実施する。
8	法人後見の推進	法人事業として、市内にある法人が成年後見制度の受任を実施できるように継続的な案内と支援を行います。	福祉課 権利擁護支援センター	成年後見制度利用促進計画進行管理推進委員会において、法人後見の検討を行った。	A	引き続き、同理委員会において、検討を進める。
9	意思決定の支援	事業所や相談支援専門員などが本人の意思をくみ取り、本人の意思に基づいた支援を行えるようにするための研修を行います。	福祉課 権利擁護支援センター 基幹相談支援センター	利用促進計画進行管理推進委員会において、令和3年度に実施した取組の評価と見直しを行った。	D	事例検討を始め、重層的なネットワーク会議メンバーの参加を求め権利擁護支援協議会の開催を実施する。

長久手市障がい者権利擁護支援計画 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

(2) 困りごとの発見・受け止める体制づくり

[令和4年度分]

No.	事業名	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	個別訪問調査	障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課	今まで定められていなかった実施要領を制定し、調査の対象者、実施方法等と明確にした。75名に対し調査を行い、うち25名に訪問調査を行った。	A	現時点においては未定。
2	消費生活相談の周知と対応	消費生活相談の窓口について周知します。また、消費生活に関する相談に対応するとともに、他の困りごとを抱えている可能性に配慮し、必要に応じて関係部署につなぎます。	地域共生推進課			
3	相談対応	親族や福祉関係者等から成年後見制度等に関する相談があった場合は速やかに対応するとともに、必要な場合には、権利擁護支援センターへつなぎます。	福祉課			
4	虐待発見時における支援体制の構築	経済的虐待を受けているなど権利擁護支援の必要な人の早期発見、適切な支援へのつなぎ、生活環境の整備などの一連の支援をできるよう支援体制を構築します。	福祉課 権利擁護支援センター			
5	市町村長申立ての実施	成年後見等の申立てが困難な人に対して市長申立てを行い、成年後見制度の利用につなげます。	福祉課	未実施(対象者なし)	-	引き続き、長久手市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、必要な申立等の対応を行う。
6	成年後見制度利用支援事業	本人等の財産の状況により、成年後見等の申立てに要する費用や後見人等の報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成します。	福祉課	4名に対して市長申立費用助成及び報酬助成を行った。	A	引き続き、長久手市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、必要な助成等の対応を行う。
7	法人後見等受任	虐待等緊急を要するケースや複合的な権利侵害があり、高度な支援が必要な場合は、総合的な支援が行えるよう権利擁護支援センターなどが後見人等となり、後見業務を行います。	権利擁護支援センター	1人（長久手市民）の法人後見を受任している。	A	適切な金銭管理及び意思決定支援を中心とした身上保護を実施していく。
8	日常生活自立支援事業の実施	福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援する「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。	社会福祉協議会			
9	個別支援の仕組みづくり	後見等開始後も関係者が話し合っって日常的に本人を見守り、継続的に状況を把握し、対応する仕組みを構築します。	福祉課 権利擁護支援センター	市、権利擁護支援センター、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所及び後見人等がそれぞれに必要な場面で関わり、必要に応じて情報共有を行っている。	A	引き続き、関係者間での連携体制づくりを進める。

長久手市障がい者権利擁護支援計画 評価・管理シート

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

（3）地域連携ネットワークの推進

[令和4年度分]

No.	事業名	事業内容	関係課	【R4年度】取組実績、特記事項等	評価 (R4見込)	今後の方向性
1	権利擁護の主導的連携	権利擁護支援の観点から、障がい者自立支援協議会、基幹相談支援センターと継続的な連携を図ります。	福祉課			
2	権利擁護支援の仕組みの構築・推進	虐待案件等の権利擁護支援については、権利擁護支援センターや基幹相談支援センター等と連携して対応します。また、必要時には、専門職等の協力を得るなど、問題の解決に努めます。	福祉課			
3	広域的な地域連携ネットワークの充実	尾張東部の5市1町の行政、福祉、司法、医療、保健関係者等によって構成されている「適正運営委員会」において、地域課題の検討、調整、解決に向けて協議を進めます。	福祉課 権利擁護支援センター	適正運営委員会を6回実施した。 尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画進行管理推進委員会を5回実施した。	A	地域連携ネットワークの一つの重要な会議と位置づけ、個別支援の蓄積から地域課題を導き、協議会としての機能の充実に努める。
4	中核機関の適切な事業運営及び機能強化	中核機関として適切に運営できるよう、職員の体制を充実し、専門的機能の向上・安定的な運営に努めます。また、中核機関の機能強化に努めます。	福祉課 権利擁護支援センター	中核機関のコーディネート機能を強化するため、権利擁護支援センターの職員体制を強化した。	A	引き続き、市及び権利擁護支援センターが連携し、中核機関の機能強化に努める。
5	広域による中核機関の整備	権利擁護支援センターを活用して中核機関の整備を広域レベルで行い、意思決定支援を重視した成年後見制度の利用促進を行います。	福祉課			